

宝達志水町クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、複数の団体の連携組織等（以下「団体等」という。）が地域の課題解決及び地域振興の活性化のために創意工夫して実施する事業の自己資金の調達を円滑にするため、ふるさと宝達志水寄附金制度を組み入れたクラウドファンディング型ふるさと納税により集まった寄附金を該当団体等に対して交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「クラウドファンディング型ふるさと納税」とは、ふるさと納税制度を活用し、団体等が事業を実施するために必要な経費を、インターネット等を通じて広く不特定多数の人々から集める資金調達のことをいう。

(交付対象者)

第3条 寄附金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う団体等の代表者とする。

- (1) 環境及び景観の保全に係る事業
- (2) 教育、文化及びスポーツの振興発展に係る事業
- (3) 少子化対策及び子育て支援に係る事業
- (4) 福祉の増進に係る事業
- (5) 産業及び観光の振興に係る事業
- (6) 地域づくり及び地域コミュニティの醸成に係る事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める事業

2 交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事務所又は活動拠点を有する団体等の代表者であること。
- (2) 宝達志水町暴力団排除条例（平成24年宝達志水町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 団体等及び団体等の代表者が町税及び町に納付義務のある料金を完納していること。

(交付対象事業等)

第4条 寄附金の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域の課題解決及び地域振興の活性化を図るものであること。
- (2) 事業費の総額が50万円以上であること。

(3) 寄附金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

2 事業認定を受けた団体等は、クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった寄附金が目標金額に達しない場合においても、当初の事業計画の変更又は縮小等により、当該事業を実施しなければならない。

(交付金額)

第5条 寄附金の交付金額は、クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった寄附金から当該寄附募集に係る必要経費（ふるさと納税ポータルサイト使用料、手数料、返礼品の調達費用及び送料等）を差し引いた金額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(事業の認定)

第6条 クラウドファンディング型ふるさと納税により寄附金を集めようとする団体等（以下「事業認定申請者」という。）は、事業認定申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及び町長が別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による事業認定申請書等の提出があったときは、事業の認定の適否を決定し、事業認定（不認定）通知書（様式第4号）により当該事業の認定の適否を事業認定申請者に通知するものとする。

3 町長は、事業認定申請書等の内容について、事業認定申請者に説明を求めることができるものとする。

(寄附の募集)

第7条 町長は、前条第2項により事業を認定したときは、町ホームページ等において寄附金を募集すると同時に、ふるさと納税ポータルサイトに掲載しなければならない。

(寄附金額の通知)

第8条 町長は、寄附金の募集期間が満了し、寄附金額が確定したときは、寄附金額確定通知書（様式第5号）により事業認定申請者にその金額を通知しなければならない。

(寄附金の交付請求)

第9条 事業認定申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書（様式

第6号)を町長に提出するものとする。

(成果の報告)

第10条 事業認定申請者は、事業が完了したときは、成果報告書(様式第7号)に、収支決算書(様式第8号)及び町長が別に定める書類を添えて、町長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

(成果の公表)

第11条 町長は、前条の規定による成果の報告があったときは、町ホームページ等によりその概要を公表しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、寄附金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。